



県内に事業所を有する皆様へ 神奈川県男女共同参画推進条例に基づく 届出の提出について

本県における男女共同参画の推進につきましては、日頃格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
本県では就業の分野における男女共同参画を推進するため、標記条例に基づき、毎年、常時雇用する従業員数が300人以上の事業所について、男女共同参画の推進状況を所定の様式により届け出ていただくことになっております。

つきましては、以下をご覧ください、**11月30日(日)**までに届け出てくださいますようお願いいたします。

県内に所在する、常時雇用する従業員数が
1事業所あたり**300人以上**の事業所は、
届出の**対象**です。期限までに**必ず**提出してください。

※県内に複数の事業所をお持ちの場合、事業所ごとに届出の作成・提出が必要です。

提出期限

2025年11月30日(日) 必着

(期限までに届け出ていただくことが困難な場合には、事前に当センターにご相談ください。)

提出方法

1 電子申請(10月1日(水)より利用可能)

かなテラス 条例届出 | 検索

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/p2564.html>

2 FAX 0466-25-6499(送信票不要)

3 郵 送 〒251-0025 藤沢市鵠沼石上2-7-1 県藤沢合同庁舎2階
神奈川県立かながわ男女共同参画センター参画推進課 宛

*上記ホームページから届出書様式(Excel)をダウンロードしてご提出ください。

県内に所在していても、常時雇用する従業員数が
1事業所あたり**300人未満**の事業所は、
届出の対象外です。※別添連絡票によりご連絡ください。

※ 昨年度、対象外とご連絡をいただいた事業所のうち、常時雇用する従業員数が250人以上とご回答いただいた事業所には、従業員が増える可能性を考慮し、本依頼文書を送付しています。
お手数ですが、今年度も常時雇用する従業員数が300人未満の場合は、ご報告をお願いいたします。

届出の対象となる事業所の考え方については、裏面を参照してください。

【連絡先】 かなテラス(神奈川県立かながわ男女共同参画センター)

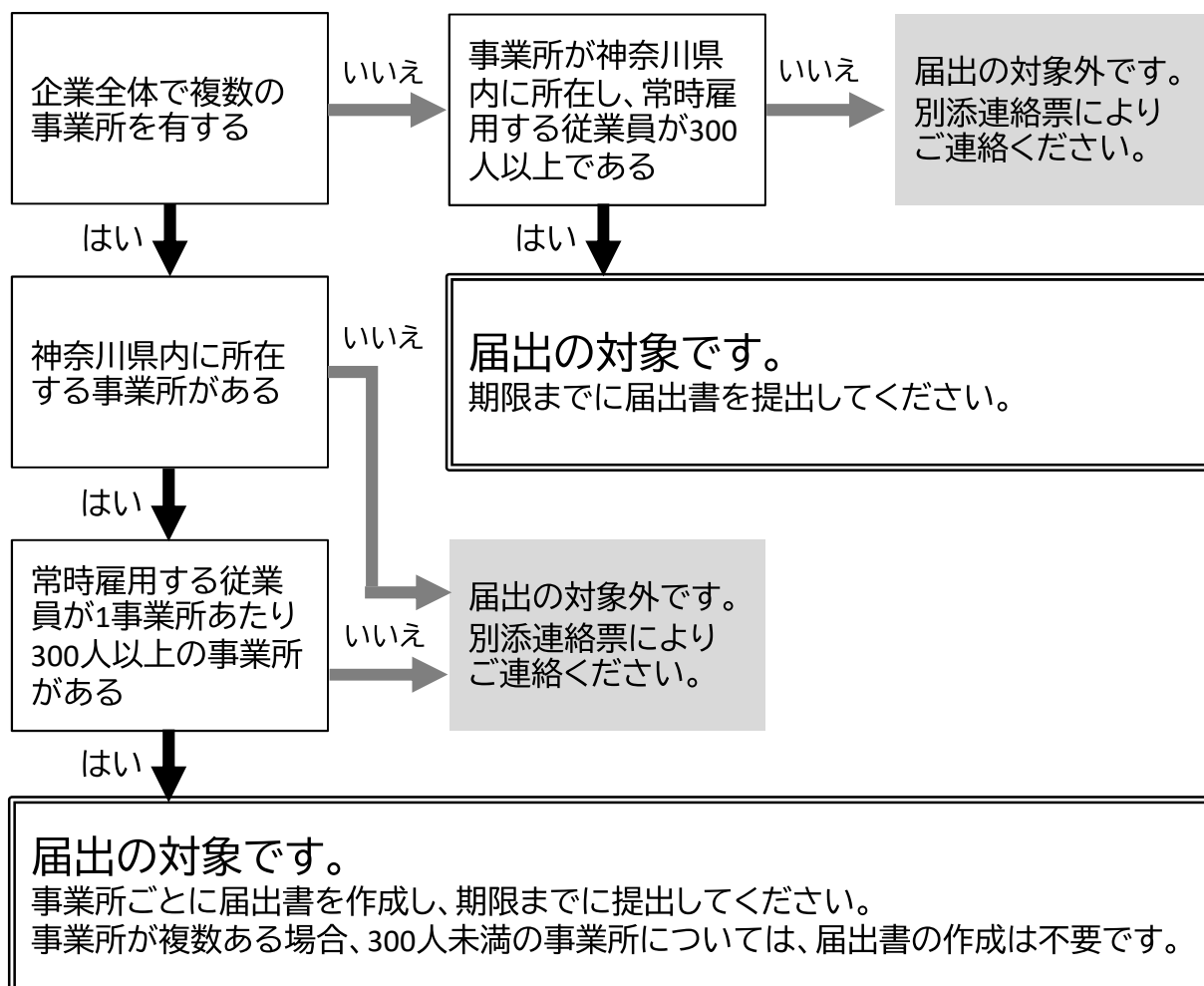
参画推進課 TEL:0466-27-2117、2115 (受付時間:8:30~17:15)

FAX:0466-25-6499

休館日/月曜日、10月14日(火)、11月4日(火)、11月25日(火)

お問い合わせの前に、裏面も必ずご確認ください。

届出の対象となる事業所の考え方



「事業所」とは

物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所を指します。
また、ここでいう「事業」とは企業の営利活動のほか、教育、医療などの非営利活動も含みます。
同じ敷地内でなく、多少場所が離れていても、社会通念上同一の事業所と考えられるものについては、まとめて一つの事業所としてください。

「常時雇用する従業員」とは

次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、派遣社員は含めないでください。
(1) 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
(2) 臨時又は日雇い従業員で、届け出る年の10月1日前2月の各月にそれぞれ18日以上雇われたもの
派遣会社等他社から派遣されている者は、常時雇用する従業員に含めません。
なお、事業所から他社に派遣している従業員は含まれます(派遣元でカウントします)。
※条例中の「常時使用する従業員」という文言について、今回送付資料(届出書様式を除く)においては、「常時雇用する従業員」に読み替えております。

【連絡先】 かなテラス(神奈川県立かながわ男女共同参画センター)
参画推進課 TEL:0466-27-2117、2115 (受付時間:8:30~17:15)
FAX:0466-25-6499
休館日/月曜日、10月14日(火)、11月4日(火)、11月25日(火)